

京情個審答申第4号
令和3年6月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

公文書非公開決定（公開請求拒否）に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和2年10月9日付け2丹広総第242号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、実施機関が、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和2年1月9日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、別紙を内容とする公文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和2年1月22日、実施機関は、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるとして、条例第9条の規定により本件請求を拒否し、公文書非公開決定（公開請求拒否）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）を送付した。
- 3 令和2年2月5日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和2年10月12日、実施機関は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、反論書、反論書2、再反論書及び意見書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 基本的な考え方について

- (1) 条例に基づき公開請求された公文書に個人情報記録されている場合は原則として非公開であるが、当該個人情報の主体である本人がその情報を公にすることを了承しているときは、その情報は非公開とすべき個人情報には当たらない。個人情報の主体が公開することを了承している情報は、「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」情報に

は該当せず、公開されても誰の権利利益も害さない。

- (2) 審査請求人は、本件対象公文書に記録された本人の個人情報公開されることを了承している。
- (3) 本件対象公文書は、京都府が定める「職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱」（以下「ハラスメント防止要綱」という。）に基づき調査等がなされた記録であり、その存否を秘匿する必要はない。
- (4) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）では、情報の主体が公務員であり、内容がその職及び職務遂行に関する情報であれば、個人情報であっても氏名は別として非公開情報に当たらないばかりか、公務員が職務上行った行為（客観的事実）は絶対的公開情報とされている。公務員の職務上の行為に関する情報は、形式的には個人情報であったとしても、氏名は別として公開されるべきである。

2 具体的主張について

- (1) 本件対象公文書に記録された情報は、審査請求人が、職場において発生したパワハラと思料される事案の客観的事実について、担当部署に調査を依頼したことに基づき作成されたものであり、調査された客観的事実は審査請求人本人に関するものである。ハラスメント防止要綱別記様式「苦情・相談記録簿」において「できるだけ客観的に詳しく」記載することとされている箇所は、審査請求人本人に関する客観的情報であり、非公開とする理由に該当しない。
- (2) 京都府が定める「ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項」（以下「留意事項」という。）2(5)によると、「苦情相談に関し、具体的にとられた対応については、相談者に説明する」こととされており、調査された客観的事実も相談者に説明されるべきである。これが非公開とされれば、具体的にとられた対応について説明したことにはならない。
- (3) 暴力行為の有無は極めて重要な調査事項であり、十分な調査の上で職場として相談者に説明する必要がある。暴力行為の有無は相談者である審査請求人に関する客観的事実であり、非公開とする理由に該当しない。相談者に対し調査結果を明らかにしないことは証拠隠滅につながる。
- (4) 本件対象公文書に記録された暴力行為やパワハラの実行者の個人情報は、公務員が職務上行った客観的事実に関するものである限り、個人情報として保護されることにはならず、公開されるべきである。暴力行為やパワハラは違法であり、職場としては十分な調査をした上で、調査依頼者に説明する義務がある。暴力行為の事実を個人情報として職場ぐるみで隠匿することは許されない。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関が、弁明書、再弁明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件対象公文書に記録された情報は、ハラスメント防止要綱に基づき調査した結果に関するものであり、条例第6条第1号に該当するため、非公開とすべき情報である。

なお、留意事項において「苦情相談に関し、具体的にとられた対応については、相談者に説明する」こととされているが、客観的調査結果も併せて報告することとされていないのは、これが条例第6条第1号に該当するためである。

したがって、本件対象公文書に記録された審査請求人本人の個人情報について、同人が公開することを了承していたとしても、条例上は「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」情報に該当し、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる可能性が高いため、条例第9条に該当すると判断し、非公開（公開請求拒否）の決定を行ったものである。

- 2 条例に基づき公開請求のあった公文書に記録された個人情報の公開については、当該個人情報の主体である本人が了承しているかどうかにより決定されるのではなく、「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」情報かどうかにより判断されるものである。

- 3 情報公開法第5条第1号ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が当該機関の一員としてその担当する職務を遂行する場合における当該活動について直接の関連を有する情報であり、本件請求に係るハラスメント防止要綱に基づき実施した調査結果は、公務とは離れた職員個人に関する人事管理上の情報であり、これに当たらない。

- 4 以上のとおり、本件処分における実施機関の判断は、妥当である。

第6 審議会の判断理由

- 1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

(1) 本件請求について

本件請求は、本件対象公文書の公開を求めるものであり、実施機関は、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるとして、条例第9条の規定により本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象公文書の公開請求拒否の妥当性について検討する。

(2) 本件対象公文書の公開請求拒否の妥当性について

本件請求は、その趣旨に照らせば、特定の個人が実施機関に対して行ったハラスメント又は暴力行為に関する調査手続の内容等に係る公文書の公開を求めるものと解されることから、本件対象公文書の存否を答えることは、特定の個人が実施機関に対してハラスメント又は暴力行為に関する調査を申し立てたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そして、条例第6条第1号は、「個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」を非公開情報として規定しているところ、本件存否情報は同号に該当するものと認められる。

したがって、本件対象公文書は、その存否を答えるだけで、条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるため、実施機関が、条例第9条の規定により本件請求を拒否したことは妥当である。

(3) 情報公開制度における自己情報開示請求の可否についての京都府情報公開審査会の判断について

情報公開制度における自己情報開示請求の可否について、京都府情報公開審査会では、公安委員会宛ての封書を出したことにより五条署が作成した文書の非公開決定（公開請求拒否）に係る答申（平成16年8月26日付け京情審答申第51号）において次のように判断している。

（平成16年8月26日付け京情審答申第51号における京都府情報公開審査会の判断）

「情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であることから、公開、非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、請求者が誰であるかは考慮されないものである。

仮に、情報公開制度の枠内で、個人情報本人開示の請求を処理することになると、本人確認の方法や代理の範囲をいかに処理するのか、自己の情報の場合だけ、個人情報保護条例の不開示情報の考え方を採用するのかなど、情報公開制度としての非公開事由の規定の解釈で、本人に対する開示、不開示の問題を処理することになり、同じ条文でありながら、複数の解釈が必要となる可能性がある。

すると、本件事案について、情報公開制度を利用して、自己の個人情報の開示請求を行うということは、情報公開制度の運用を不安定にすることになる。

したがって、当審査会としては、情報公開制度を利用して、自己の個人情報の開示請求を認めることは、妥当ではないと考える。

ゆえに、個人情報を含んだ情報に関しては、それが本人の自己情報であった場合においても、一般の人が公開請求をしてきた場合と同様に判断すべきである。」

本件請求においても、審査請求人は情報公開制度を利用して自己の個人情報の開示請求を行おうとするものであるが、上記答申に示されたとおり、審議会としては、情報公開制度を利用して、自己の個人情報の開示請求を認めることは、妥当ではないと考える。したがって、個人情報を含んだ情報に関しては、それが本人の自己情報であった場合においても、一般の人が公開請求をしてきた場合と同様に判断すべきである。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審議会の上記判断を左右するものではない。

2 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年10月12日	諮問書の受理
令和2年12月16日	第1回審議会
令和3年 5月28日	第2回審議会
令和3年 6月 1日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長） 山 本 克 己
委員 野 崎 治 子
委員 原 田 大 樹
委員 宮 本 恵 伸
委員 山 舗 恵 子

別紙

公文書公開請求に係る請求内容

- 1 令和○年○月○日付けで審査請求人が申したてた、令和○年○月○日に発生した、○○室の○○主査の○○副主査への暴行罪による告訴書について、関係者（○○主査及びこれを見聞していた者）に対しての聞取調査等の結果がわかる調書等の写し。
- 2 令和○年○月○日付けで審査請求人が申したてた、「○○主査の暴言等によるパワハラ調査依頼」に基づき、関係者（○○主査及びこれを見聞していた者）に対しての聞取調査等の結果がわかる調書等の写し。
- 3 令和○年○月○日付けで審査請求人が申したてた「○○主査の暴言等によるパワハラ、人権侵害、地方公務員法違反事実調査依頼」に基づき、関係者（○○主査及びこれを見聞していた者）に対しての聞取調査等の結果がわかる調書等の写し